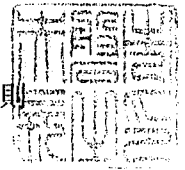


赤磐市公告第119号

がんばろう赤磐コロナ対策観光・飲食店支援事業「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」委託業務における受託者の選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和4年4月1日

赤磐市長 友 實 武 則



1 業務概要

- (1) 業 務 名      がんばろう赤磐コロナ対策観光・飲食店支援事業「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」委託業務
- (2) 業 務 内 容      別紙「がんばろう赤磐コロナ対策観光・飲食店支援事業「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」委託業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間      契約締結日から令和5年3月17日まで

2 参加資格要件

単体企業で、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (4) 岡山県内に本社を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (7) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (8) 過去5年間(平成29年度～令和3年度)に国、地方公共団体において、スマートフォン、タブレット端末などのデジタル機器を活用したスタンプラリーイベント委託の業務受託実績があり、業務手法に精通している者であること。

### 3 評価基準

別紙1のとおり

### 4 担当部署

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市 産業振興部 商工観光課

TEL: 086-955-6175

FAX: 086-955-6860

E-mail: syokokanko@city.akaiwa.lg.jp

### 5 手続き等

#### (1) 関係書類の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和4年4月1日(金)から令和4年4月26日(火)まで

イ 場 所 赤磐市ホームページ

ウ 方 法 電子データのダウンロード

#### (2) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和4年4月11日(月)午後5時必着

イ 場 所 赤磐市産業振興部商工観光課(〒709-0898 岡山県赤磐市下市  
344)

ウ 方 法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)

#### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和4年4月26日(火)午後5時必着

イ 場 所 赤磐市産業振興部商工観光課(〒709-0898 岡山県赤磐市下市  
344)

ウ 方 法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)

(4) 仕様書等に対する質問に関する事項

- ア 受付期間 令和4年4月1日(金)から令和4年4月11日(月)午後5時まで
- イ 方法 電子メール
- ウ 回答 公平性を保つため、令和4年4月12日(火)までに質問内容の回答の全てを電子メールで提案参加者全員へ送信する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 予定日時 令和4年4月27日(水)午後1時30分から
- イ 実施場所 赤磐市山陽産業会館 2階 ふるさと交流室  
※オンライン方式で行う。
- ウ 実施内容 1事業者につき30分以内(概ねプレゼンテーション20分以内、  
質疑応答10分以内)とする。

6 その他

詳細については、「がんばろう赤磐コロナ対策観光・飲食店支援事業「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」委託業務公募型プロポーザル方式説明書」による。

別紙1 評価基準

評価項目	得点
①業務の理解度	(15)
・本事業の目的を理解しているか。	15
②各事業の内容	(45)
・本事業を円滑に実施する工夫が見られるか。	15
・効果的な広報を行う工夫が見られるか。	15
・その他、本事業を効果的に実施するための工夫が見られるか。	15
③実施体制	(10)
・事業を円滑に遂行できる組織体制となっているか。	10
④価格に関する項目	(10)
・業務金額は妥当かどうか。	10
⑤業務実績に関する項目	(10)
・類似業務に係る十分な実績があるか。	10
⑥創意工夫/自由提案	(10)
・要求仕様以外で、本市にとって有益な提案が盛り込まれているか。	10